

(議長)

日程第19、議案第3号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続きにおける、特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、江差町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

総務課長。

「総務課長」(補足説明)

議案第3号、江差町個人情報保護条例の一部改正について、補足説明いたします。

議案書22頁、資料は5頁の資料3、新旧対照表となります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、そのうち行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号の追加により、引用の条ずれ等が生じたものでございます。

江差町個人情報保護条例第23条2の2中、総務大臣を内閣総理大臣に、法第19条第7号を法第19条第8号に改めるものでございます。

この条例は、交付の日から施行し、改正後の第23条2の2の規定は、令和3年9月1日から適応するものでございます。

以上、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第4号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に伴い、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」（補足説明）

議案第4号について、補足説明をさせていただきます。

議案については24頁、資料は7頁をお開き下さい。

今回の改正概要は、デジタル化の推進に伴い、子ども子育て支援制度において、保育所等の事業者等が作成保存等を行うものや、保育所などと保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものでございます。

このため改正条例では、第53条に電磁的記録の条文を加えたこと、この条文を新設したことに伴いまして、第5条第2項から第6項までの条文と第38条第2項の条文を削除するものでございます。

合わせまして、目次についても改正するものでございます。

説明は以上になります。

ご審議方、宜しく願いいたします。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。